

Title	修正第十四条制定前後にみる裁判管轄権訴訟
Sub Title	
Author	河原田, 有一(Kawarada, Yuichi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の法律学 民事手続法：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.43- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88454276-00000006-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

修正第十四条制定前後にみる

裁判管轄権訴訟

河原田有一

- 一 はじめに
- 二 アメリカという国のなりたち
- 三 修正第十四条制定前の裁判管轄権訴訟
- 四 修正第十四条の制定
- 五 私有財産保護規定としての適用
- 六 修正第十四条制定後の裁判管轄権訴訟

一 はじめに

アメリカ合衆国は、各州が独立した国家に近いことから、独自の裁判管轄権を有する州の連合体である連邦国家として建国されたため各州は独自の裁判管轄権を持つことになった。これにより州域外への裁判管轄権の行使は外国に対するものと同様とみなされていた。

しかし、実際問題として合衆国内においては、外国に対する裁判管轄権行使の問題とは異なっていた。なぜならば十五世紀以来の裁判管轄権なき判決は無効というコモン・ロー上の原則に基づき、裁判管轄権が認められれば、連邦憲法第四条一節の「十分な信頼と信用条項」⁽²⁾によって州域外への判決の執行は最終的に確保されたからである。

このような原則の下に、州際間の取引は植民地時代よりも活発になってはきたが、取引関係の多様化・複雑化が進むにつれて、裁判管轄権と判決の執行をめぐる争訟は、徐々に紛争の種となりつつあった。すなわち他州への判決の執行は、裁判管轄権の存在が前提条件ではあったが、裁判管轄権を知らせしむるための訴状の送達に関するルールは曖昧なままだった。

後述するように一連の連邦最高裁判決においても、裁判管轄権存在の有無に関する問題と、連邦憲法上の十分な信頼と信用条項の下に判決の執行に関する問題の両者の関係については、明確な基準は示さなかった。

裁判管轄権の存在を争う問題が重要な手続法上の争点となったのは、修正第十四条一節の制定とその後ペノイヤール判決以降である。

本稿では、アメリカ合衆国の建国過程をふまえ、修正第十四条一節の制定前後からペノイヤール判決に至るまで、被告への適切な訴状の送達が、適正手続（デュープロセス）条項の下に連邦憲法上の事実上の要件とされたこと

について、当時のアメリカの現状および諸判例を分析することによって論じていきたい。

- (1) Bowsawy, Collins, Y. B. Mich. 22Edw. Iv, f. 30, pl. 11, 145Eng. Rep. 97 (EX. Ch. 1482)
- (2) 第四条一節の第「文」各州は、他州の法律、記録および司法手続きに対して、十分な信頼と信用 (full faith and credit) を与えなければならぬ」
- (3) 95U. S. 714, 24L. Ed. 565 (1878)

二 アメリカという国のなりたち

この国のなりたちは、入植と開拓によって始まった。一六〇七年にヴァージニアにおいて始まり、本格的植民地としての入植は一六二〇年のメイフラワー号によるプリマス植民地である。清教徒である移民たちは建国の礎となるメイフラワー盟約の下にマサチューセッツに植民地を創設した。

他の植民地は、異なる国や宗派の人々が、それぞれ異なった風土気候をもつ地域に入植したことから、各植民地は独自性の強い自治体として成長していった。

イギリスから独立するまでの約一五〇年間、各植民地は「邦」として存在し、各邦間における通商も徐々に活発化していくが、その独立意識は強く、イギリスの植民地であるという共通性以外、統一性は見出しえなかった。当時のアメリカについて、パーマー・エール大学教授は「フランスと異なり封建制度も領主制も荘園もなく、小作農もいなかった。領主、貴族は存在せず、イギリス国教会のような豪華で特権を持った教会もなかった。遠方の国王と彼の総督たちは昔から尊敬されてきたものの、君主制は存在しなかったといってもよいほどの存在だ

った⁽⁴⁾と評している。

連邦制という形態はどのように導入されたかについては諸説あるが、移民達が最初に接したインディアン部族に由来するとも言われている。当時のインディアン部族は一種の国家を形成し、その国家を連合させるような共同体（イロコイ連邦）を創設していた。⁽⁵⁾

当時の植民地の多くは、この形態を参考にして邦の連合体を組織したと考えられる。このような国家形態は当時の欧州においても類例のない独自の連邦制度であった。

この事実は合衆国憲法制定約二百年後の一九八八年に、合衆国第百連邦議会で「ジョージ・ワシントンとベンジャミン・フランクリンに代表される憲法制定者たちが、イロコイ六連邦の諸理念、諸原理、および統治実践を大いに称賛したと知られていることに鑑み、当初の十三の植民地が一つの共和制へと連合するにあたり、イロコイ連邦をはつきりと模範にし、同連邦におけるその他の民主原理を合衆国憲法そのものにも取り入れたことに鑑み、（中略）上院は（下院と共同で）以下決議する」として「連邦議会は（中略）彼らの開明的かつ民主的な統治原理と、独立したインディアン諸邦による自由な連合の模範から受けた歴史的意義を認めるのである。（後略）」という決議がなされたことから示されている。⁽⁶⁾

イギリスからの独立後、連邦と州の権限をめぐって、連邦主義者と州権主義者が対立した。独立後の暫定的憲法であった連合規約（Article of Confederation）においても条項を設けることができず、一七八九年の連邦憲法制定においても同様であった。最終的には両者の妥協により、一七九一年の権利章典条項を加えるための修正条項の中で第十条が制定された。⁽⁷⁾

なお、この当時、本稿の主題である裁判管轄権に関する争訟は、植民地である邦の間においては特に問題とはならなかった。

(4) パーマーほか(天下尚一訳)『アメリカ史の新視点上』一一〇頁(南雲堂、一九七六)

(5) ドナルド・A・グリーンデJ R / フルース・E・ジョハンセン(星川淳訳)『アメリカ建国とイロコイ民主制』(みすず書房、二〇〇六)

二〇〇六)

(6) 「合衆国憲法成立に対するイロコイ連邦の貢献を認め、憲法で定められたインディアン諸部族と合衆国との政府間関係を追認する両議院共同決議案76号」グリーンデJ R 他『前掲書』三六九頁

(7) 修正第十条 本憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれの州または人民に留保される。

三 修正第十四条制定前の裁判管轄権訴訟

1 植民地時代

植民地時代における各邦は、植民地とはいえ、いわば独立国家に近い状態にあり、十三の邦として英国のもとに、課税権は強行されず、インド等の植民地とは比較にならない程のゆるやかな統治下にあった。

当時の人口は、独立直前には、三〇〇万程度と推定され、南北に長い広大な領域で、人口密度は低く、各邦における通商は交通手段の未発達のため限られていた。

前述のパーマー教授によると、イギリスとの対立が起こる前は、アメリカ人は課税、役所、軍隊、外交とかかわりなく暮らし、ギルドのような中世経済の遺物はなく、銀行、貿易会社といった欧州諸国のような発達した資本主義もないかわりに、巨富も極貧もなかった。ロンドン、パリのような大都市も道路網もなかった。人種的、宗教的、言語学的、そして政治的にも共通の遺産を持たない新興国であり、東西南北どちらを向いてもモデルの

ない国として始まったといふ。⁽⁸⁾

このように、邦間の取引活動は活発でなく、邦の主たる取引先は宗主国であるイギリスだった。また各邦は独立国家に近い状態ゆえに各邦間の取引についても、イギリスと同様な国際取引であった。

ある邦と他の邦との間で取引がおこなわれ、争いが生じ、判決が下されても、ある邦の判決を他の邦において執行することはできなかった。そのため債権者が、債務者を被告として訴えるためには、債務者の居住地である邦において提起しなければならなかった。

また隣接する邦に居住する人との取引は、債権を回収するため、何らかの担保を自らが居住する邦に確保しておかないと、債務者が他の邦に逃亡してしまった場合には回収が困難となった。このような事態は、各邦の間でなされる通商を妨げていた。

十八世紀の後半、独立直前期を迎えると、隣接する邦間においての取引もかなり活発になってきたが、他邦への判決の執行は事実上不可能なままであり、このため各邦間における判決の執行を容易にする必要があった。

この問題を解決するためにマディソンは、連邦憲法の原典である「ザ・フェデラリスト」四二篇で、十分な信頼と信用の条項の必要性について述べている。⁽⁹⁾その後、この条項は連合規約第四項となり、最終的に連邦憲法第四條一節となった。

2 連邦憲法第四條の制定と裁判管轄権訴訟

(一) 連邦憲法第四條一節（十分な信頼と信用条項）について

「十分な信頼と信用条項」は、各州は他州の判決に対して承認を与えるものであり、連邦制を維持しつつ、一つの国家として機能するための重要な規定である。⁽¹⁰⁾

この条項の下に、裁判管轄権を有する判決は、他州において執行されることを認めることによって、州際間の取引に法的安定性を与え、そのため裁判管轄権の取得の有無についても重要な意味を持つようになってきた。

十九世紀初頭の連邦最高裁のジョセフ・ストーリー判事の判決⁽¹⁾および彼の著作によれば、伝統的なコモン・ローの下において、「州裁判所は、非居住者がその州内に存在するかぎり、その者に対して裁判管轄権を行使できる」。すなわち、その者に対して適切に州の境界線内で訴状を直接送達することによって、その者が州外に出て行ってしまった場合においても、その者に対して他州においてもその判決の執行を求めることができるとした。

この原則に基づけば、州外にいる当事者に対して、公示送達、郵便送達だけでは、裁判管轄権は当然認められないものであった。

しかし各州法によれば、公示送達あるいは郵便等の手段によって当事者への送達が認められることもあった。ただ、当時の郵便事情からみると、相手方へ到達しているかどうかは不確実であった。

郵便事情によって送達されず、被告人不在のままに判決が下され、事実上その判決が、十分な信頼と信用条項のもとに、執行力を持つ結果、たとえ前述のコモン・ローの原則に反するとして、裁判管轄権を争ったとしてもその異議申し立て（副次的攻撃）が認められるか、認められないかの基準は明らかではなかった。

(二) 判例の動向

ストーリー判事の裁判管轄権理論のもとで、以下の判例がなされている。

(1) ミルズ対ダリー事件⁽²⁾

原告ミルズは、ニューヨーク州において被告ダリーに対して、訴状を直接送達し、債務の返済を求めるニューヨーク州の確定判決を得たが、同州ではその債務を執行できないため、コロンビア特別区連邦地方裁判所において、判決の執行を求める訴訟を起こした。

これに対して被告側は、債務不存在を証明する文書があるとして同連邦裁判所において、この債務について争うため新たな訴を提起したが、認められなかったため、連邦最高裁に誤審令状⁽¹⁾に基づき上告した。

ストーリー判事らによる多数意見は「ニューヨーク州判決は、原告がダリーに対して適法な訴状の送達を行っており、裁判管轄権は存在している。判決確定後においてこのような債務不存在を証明する文書を理由に訴えを提起することは、連邦憲法第四条一節の十分な信頼と信用条項によつて認められない」。このように多数意見は、ダリーの上告を棄却してニューヨーク州判決を確認した。

これに対して、ジョンソン判事⁽²⁾は、次のような反対意見を述べている。「州の裁判管轄権は独立したものであり、ニューヨーク州の判決はコロンビア特別区における新証拠に基づく訴え提起を遮断する効力は持たない。同地区における債務不存在を求め訴えの提起は認められるべきである」。

同判事は、一つの国家として機能を保障する十分な信頼と信用条項を優先するよりも、異なつた裁判管轄権の下においては、新たにその被告に対して訴状の送達を行うべきであるという、州の主権を尊重するという考えに基づき、連邦制度の下での判決の執行について消極的見解を示した。

(2) ダーシー対ケッチャム事件⁽³⁾

この事件は、（人に対する）裁判管轄権について（当時ほとんどに Personal Jurisdiction（対人管轄権）とは言わなかつた）被告への送達に関して、より明確な判断を示したものであつた。

ケッチャムらは、為替手形債務の不履行を理由に、ゴシップ社の代表ゴシップおよびパートナーのダーシーらに対して損害賠償請求をニューヨーク州裁判所に提起し、同裁判所において請求が認められ、判決は確定した。

この判決に基づき、ルイジアナ州連邦地方裁判所に対して、同州在住のダーシーに対してその執行判決を求める訴えを提起した。

ダーシーは、ゴシップとは共同経営者であり、共同債務者であるが、ゴシップに対する訴状の送達はなされたが、ルイジアナ州に住む本人に対しては、送達がなされていないかった。このため、このような欠席判決は、裁判管轄権が欠如しているとして、執行判決の無効を申し立てた。しかし同裁判所はケッチャムらの請求を認めため、ダーシーらは連邦最高裁に誤審令状に基づき上訴した。

連邦最高裁のケイトロン判事は「国際法上の原則からしても、訴状の直接送達もしくは自発的な出頭がなければ、裁判管轄権は存在しておらず、判決を執行することは出来ない」と判断し、ルイジアナ州連邦地裁判決を破棄差し戻した。

この事件では、ミルズ事件とは異なり、ニューヨーク州判決は確定したにもかかわらず、連邦最高裁は判決の執行を認めなかったわけである。ケイトロン判事は、ルイジアナにおいて、ニューヨーク州判決は十分な信頼と信用が与えられていないという積極的意見は述べず、ダーシーに対する裁判管轄権を否定したにとどまった。

ミルズ事件では、訴状が適切に送達されているのに対し、この事件では、被告に送達されないままに他州の判決が確定したのである。このような被告の事情を考慮すると、送達がないのに判決の執行を肯定するのは、コモン・ローの原則に反すると判断したからであろう。しかし、連邦憲法上においての判断は修正第十四条のような明確な根拠規定を欠くために示すことができなかった。

(8) 田島裕『アメリカ憲法』二二〇―二二二頁(信山社、二〇〇四)

(9) パーマーほか『前掲書』一一二頁

(10) マディソンほか(斉藤真訳ほか)『ザ・フェデラリスト』二二〇頁(福村出版、一九九八)

(11) Joseph Story (1779～1845)。連邦最高裁判事を三四年間つとめ、連邦権限を拡大する判決に大きく関与した。著書に『Conflict

of Laws』(一八三四)において、裁判管轄権に関する説を述べている。

(12) 11U. S481 (Cranch) 1813

(13) コモン・ロー訴訟において、判決を下す過程における手続上の瑕疵の是正をもとめる申立。

(14) William Johnson (1771 ~ 1834)。連邦最高裁判事を三〇年間務めた。連邦権限の拡大について消極的な立場をとり、伝統的な州権保護論者とみなされていた。

(15) 52U. S165 (How) 1850

四 修正第十四条の制定

1 制定と制定後の変遷

南北戦争終了後、黒人差別撤廃のための連邦憲法修正が行われた。そのなかでも一八六八年の修正第十四条の制定には多くの南部諸州の反対があり、困難を極めた。それは南部諸州が、修正第十四条の制定により、連邦政府の州への介入をおそれたこと、連邦裁判所による州の差別立法に対して違憲性を審査されることを警戒したからである。にもかかわらず、制定に至ったのは、南部諸州が連邦政府との間で、連邦復帰を条件として妥協した結果であった。⁽¹⁶⁾

修正第十四条一節は、特権免除条項、デュープロセス条項、平等保護条項からなりたっている。

本条制定の目的は当初、主として黒人への差別立法の適用へ介入することにあつた。すなわち本条は、同時期に制定された市民的権利に関する法を州への適用を保障するものとして、デュープロセス条項よりも、主に平等保護条項に基づき差別立法の成立を阻止することを目的としていた。⁽¹⁷⁾

しかし、当初の主たる立法目的とは異なつた変遷をたどつていた。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

当時の合衆国では、黒人差別を許容する法令適用の実態は、州によつて異なつていた。そのため黒人差別を許容する各州法を、市民的権利に関する法の下に基準を統一し、修正第十四条一節に基づき各州の差別立法を違憲とすることを目指していた。

しかし実際には、修正第十四条一節は、差別を許容する州法を阻止することにならなかつた。このことは一八九六年に、連邦最高裁が、有色人種として登録されている人でも平等な扱いさえすれば白人との分離を認める法を、合憲であると判断したプレッシー判決からも明らかである。⁽²⁰⁾

同判決以降は、分離すれども平等原則は定着し、この判例が変更されたのは、一九五四年の連邦最高裁判決であつた。⁽²¹⁾八十年間近く修正第十四条一節は、黒人差別を阻止する平等保護規定であるとした起草者達の意に反し、その役割を果たしえなかつた。

制定当時のアメリカ合衆国における各州の黒人奴隷の実情を鑑みれば、いかに南北戦争後という奴隷解放論者の意見が強力であり、また連邦上下両院において、対南部強行派である共和党急進派の議員が多数を占めていた状態だったとしても、修正第十四条一節のような内容を持つ連邦憲法修正条項を導入したことは、当時としては、あまりにも先進的内容のゆえに、時代の波の中に覆い隠され、本来の役割が先送りされてしまったといえる。

これに対して、個人の経済活動は州際間を越えて、活発になり、また大量取引も増大、それに連れて発生する争訟では、いきおい経済活動の自由、私有財産保護を求める傾向になつた。

2 修正第十四条の制定目的

起草者の制定目的は、前述のように、主に差別立法の阻止にあつたものの、本条の制定目的について二つの学

説が対立した。

一つの立場であるスペイン人の法律家H・フラックは、彼の論文で、修正第十四条一節は、連邦憲法修正第一条から第八条までの権利章典条項を、免責と特権条項及びデュープロセス条項を通じて積極的に適用できることを目的として制定されたと主張した。

他方、スタンフォード大学教授のC・フェアマンは、彼の論文で、フラックの考えを批判し、修正第十四条制定過程当時の議事録、議員達のメモ、新聞等を詳細に検討すれば、あくまでも黒人差別に対する保護平等条項として機能することを目的としていたと指摘した。すなわち同教授は、共和党のジョン・ビンガム下院議員を中心とした同条項の起草者達の上下両院における審議状況をつぶさに分析することによって、同条項の一節は平等条項を主たる解釈の中心におき、各州で差別的な立法の制定を阻止することを目的として制定されたものであるという論旨を百三十頁に及ぶ論文で明らかにした。

そもそも修正第十四条一節の適用を、積極的に広く認めるか、あるいは消極的に狭く適用するかは、現在においても論議されている連邦憲法上の争点である。

(16) 修正第十四条一節「合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定あるいは施行してはならない。またいかなる州も、正当な法の手続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない」

(17) 連邦憲法修正第十三条、十四条の下に合衆国市民に人種を理由に公衆が利用する施設に対して差別することを禁止する法。一八八三年に、連邦最高裁は、Civil Rights Case (109 U.S. 3) において私有の公衆施設に対してこの法の適用を違憲とした。

- (18) 田中英夫『デュープロセス』一一七—一二二頁(東大出版会、一九八七)
- (19) 町井和郎『権利章典とデュープロセス』三—三二頁(学陽書房、一九九五)
- (20) Prissy v. Ferguson 163 U. S. 537 (1896)
- (21) Brown v. Board of Education of Topeka 347 U. S. 483 (1954)
- (22) H. Flaek, The Adoption of the Fourteenth Amendment [John Hopkins University Studies in Historical and Political Science, vol. 26] (1908)
- (23) C. Fairman, Does the Fourteenth Amendment Incorporate the Bill of Rights? — The Original Understanding, 25 *TRAN. L. Rev.* 5. (Dec. 1949)
- (24) John A. Bingham (1815—1900)。弁護士。郡検事を経てオハイオ州から連邦下院議員に選出され通算十六年間、議員を務める。その間にリンカーン大統領暗殺特別法廷の判事を務め、一八六六年に下院の合同再建委員会において連邦憲法修正第十四条一節の条文を審議する主要なメンバーであった。彼自身はこの条項を修正第一条から第八条までの権利章典条項の州への直接適用による拡張的解釈論者であるが諸説ある。下院議員落選後は、駐日公使に任命され、約十二年にわたり日本に駐在した。

五 私有財産保護規定としての適用

前述のように修正第十四条一節は、その立法意思とは異なり、私有財産保護としての機能を果たすようになってくる。

次の事件は、修正第十四条一節を私有財産保護規定とみなした最初の重要判例となり、その後、多くのこの条項に関する裁判の先例となった。

1 スローター・ハウス事件⁽²⁵⁾

ルイジアナ州法に基づき設立された会社が、設立後二五年間、ニューオーリンズ市近郊区域内の屠殺場および家畜荷揚場、集積場を運営できる独占的権利を与えられていた。この権利は、この会社だけに家畜の屠殺、売買を認めていた。

原告はこのような権利を認めた州法が、他の業者の参入を阻止し、奪ってはならない財産権ないし自由権である職業選択の自由を侵害するものであり、修正第十四条一節に違反するとして訴え、最終的に連邦最高裁で審理された。

ミラー判事の意見（法廷多数意見）

ルイジアナ州法による屠殺業者の参入を禁止する法の解釈について財産権としての職業選択の自由を保障している修正第十四条一節の特権と免責条項は、合衆国市民に対して適用するものであり、州の市民に対しては適用できない。また他の業者も一定の使用料を支払えば使用できるのでデュープロセスに反する法ではない。

フィールド判事⁽²⁶⁾（ブラッドリイ判事も同意）らの少数意見

職業選択の自由のような基本的な権利は、修正第十四条一節の合衆国の市民の特権と免除条項に当然含まれる。この権利は自然法を根拠に独立宣言で示された不可侵のものである。州の、市民に対して営業行為として認められた行為が、州の行政的、衛生管理法上の理由により規制されることは許されるとしても、他の市民の職業選択の自由を奪うような独占的権利を認めた法は、あきらかにデュープロセスによらずして財産権としての職業選択の自由を侵害するものである。

少数意見は、制定法の目的である衛生管理の必要性は認めるものの既存の業者に独占的権利まで与えるほど必要はないとして、このような行為を州のポリスパワーの行使として認めるよりも、あらたに参入しようとする人の職業を遂行する権利に重点を置いた解釈の立場をとった。

2 マン対イリノイ州事件⁽²⁷⁾

イリノイ州議会は、シカゴ市およびその近郊地域について、倉庫保管料について上限を定め、倉庫業に対して州発行のライセンスの下に許可していた。被告人であるマンは無許可で倉庫業を営んだため、イリノイ州法に基づき罰金刑を受けた。マンは、これを不服として連邦最高裁に上告した。

マンの主張は、このような規制をおこなう州法は、修正第十四条一節のデュープロセスによらずに財産権としての営業ないし職業選択の自由を侵害するものであるという。

ウエイト主席判事らによる多数意見

財産権の使用が公益性を帯びる場合には、それはたんなる私権ではなくなり、そのような私権が地域共同体に様々な影響を及ぼす時には、ある程度の公的な規制に服さなければならない。この種の規制は、乱用されることも多いので議会における多数決原理の下で制定されなければならない。議会で制定された法の乱用に対して、国民は議会選挙での投票によって、実体法の規制立法の改廃を求めべきであり、訴訟によってその種の法の違憲性について判断を求めるべきではない。またイリノイ州法は、デュープロセス条項に反するほど財産権を侵害していない。

多数意見は、違憲立法審査権の発動に対して司法消極主義の姿勢を示した。これに対し、フィールド判事らの

少数意見は「財産権の保障は、神の法と同様に神聖なものであり、自然法上の絶対の権利である」という見解に立ったうえ「この種の規制は、デュープロセス条項に反し財産権を侵害するものである」とした。

同判事の意見は、スローター・ハウス事件と同様に、立法が手続面だけでなく実体面でも適正であるべきことを要求する実体的デュープロセスの考えに基づき、実体法そのものを違憲とするものであったが、当時においてはまた少数意見であった。

これらの判例にみられるように、一八七〇年代は、フィールド判事のデュープロセス条項の適用に関して、自然法理論による財産権を絶対視する私有財産保護機能としての解釈は主流ではなかった。

しかし、マン判決の翌年に下された一八七八年のペノイヤー判決は同判事の考えが大きく影響したように思われる。

本来、この判決は憲法訴訟ではなく、コモン・ローにおける裁判管轄権の不存在に関する訴訟であった。すなわち修正第十四条一節に基づく裁判管轄権についての解釈は、判決の傍論で、しかも訴状の送達の手続的デュープロセスの適用のみが述べられたに過ぎなかった。このためデュープロセス条項に関する重要判例とはならなかったものの、裁判管轄権に関しては重要な先例となった。

次に、この判決の事実関係およびフィールド判事の法廷意見について見当する。

(25) 83U. S. (16Wall.) 36, 21 L. Ed. 394 (1872)

(26) Stephen J. Field (1816 ~ 1899)。連邦最高裁判事を三十四年にわたり務めた。自然法主義私有財産保護主義者として著名であり、一貫してこの理念を判決に反映させた。

(27) *Munn v. Illinois* 95U. S. 113 (1877)

六 修正第十四条制定後の裁判管轄権訴訟

1 ペノイヤー対ネフ事件⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

(一) 事実の概要

一八四八年、西部開拓民であったネフはオレゴン州に到着した。自作農への無償供与法(Oregon Donation Act, 1850)により、土地につき権利証を取得すべく州政府に申請書を出していたが、なかなか取得できなかった。弁護士ミッチェルに相談を依頼し、弁護士費用の債務を負担した。そしてネフは、オレゴンの土地が確実に自分の名義になるものと安心し、カリフォルニア州に移住した。

一八六五年になってミッチェルはネフに対し、弁護士費用二五三ドルの支払いを求めてオレゴン州の地方裁判所に提訴した。訴状の送達は、ネフがオレゴンでは非居住者であり、住居はカリフォルニア州に持っているが、住居不明であることを理由にオレゴン州法に基づき、公示送達の手段をとった。

この公示送達は、ミッチェルの口述宣誓に基づいてなされた。口述宣誓においてミッチェルは、被告のネフが非居住者であり、カリフォルニア州における住所が不明であること、被告への金銭支払請求の訴訟原因がオレゴン州で発生していること、被告所有の土地がオレゴン州に存在していること等の申し立てをおこなった。

この口述宣誓に基づく公示送達は新聞紙上に六週間継続的に掲載され、送達がなされたことが証明され、州法に基づいて訴えが提起された。住所が不明でも、オレゴン州に財産があれば、このような公示送達で訴えを提起できるといふ規定があったからである。⁽³¹⁾

送達事実を知らないネフは欠席し、一八六八年、被告ネフに対する二五三ドルの損害賠償請求が確定し、オレゴン州内に所在するネフの土地に対して強制競売が申し立てられ、ネフ欠席のままこの申し立ては認められ、競

売の結果、時価一五〇〇〇ドルの土地をミッチェル自身がわずか三〇〇ドルで買い取った。そして同年十月に弁護士ペノイヤーに売却した。³⁴

判決から七年後の一八七四年、オレゴン州に戻ってきたネフは、ペノイヤーに明け渡しを求めたが応じなかった。ネフはカリフォルニア州民でペノイヤーと州籍を異にするので、州籍相違条項³⁵に基づいて州裁判所ではなくオレゴン地区連邦巡回裁判所に不動産回復訴訟を提起した。

ネフの主張の理由は、連邦政府発行の Patents（公有土地譲渡証書）を所持していること、ミッチェル対ネフ判決は人および土地に対する裁判管轄権を有していないことから Collateral Attack（管轄権がないことを理由とした事後的攻撃³⁶）を行使できること、ミッチェルの口述宣誓証言に基づく新聞紙上の公告は新聞社の編集長との共謀により詐欺的に行われたこと等であった。

デッデー判事は、ペノイヤーの土地に対する裁判管轄権は存在しているとの主張を認めたくえで次のように判示した。「ミッチェルの口述宣誓証言書の作成過程で、ネフの住所を確認するため相当の調査が必要であったにもかかわらず、調査は不十分であったこと、編集者の口述宣誓証書による公告の手続きについては、公告に關する事実認識を持った第三者がその公告の印刷過程に立ち会わなければならないというオレゴン州法に違反している」。

これらを理由に Collateral Attack を認め、「ミッチェル対ネフ判決はオレゴン州法に基づく手続上の瑕疵により裁判管轄権を欠く州判決である」とした。さらに「連邦憲法上の十分な信頼と信用は与えられていない」として同判決の無効を確認し、無効な判決を前提としたペノイヤーの所有権取得も無効として、ネフに対してその土地の所有権の回復を認めた。

この判決に対し、ペノイヤーは誤審令状により、連邦最高裁に上告した。

(二) フィールド判事らによる多数意見

新聞紙上の公告については、原審の判断とは異なり、オレゴン州法違反はなかったと判断。しかしオレゴン地区連邦巡回裁判所の結論を維持し、また連邦憲法修正第十四条に基づき新たな判断基準を示した。

「連邦制度の下では、全ての州は、各州内の人および物に対して排他的主権と管轄権を持っている。また人と物から発生する様々な権利変動に関する法律問題を決定する権限を持っている。この原則は個々の州が独立した国家と類似しているという事実から、国際公法上の原則すなわち全ての州は対等な権限を持っているが、各州の領域を越えて財産または人に対して権利を有しているわけではない。

しかしながら連邦制度の下では、人そして財産に対して個々の州の排他的な主権に必要な制限も付されている。たとえ州にある裁判所が、州民そして州にある財産に対して他州からの排他的主権の行使を妨げるために、その権限の行使を行わなかったとしても、それは自州民保護と認められる。他方において、以下の事例すなわち被告人の自発的出頭、州内における被告人への訴状の直接送達あるいは州内の被告の財産の差し押さえの場合には、非居住者に対して州の枠組みを超えて裁判管轄権の行使により裁判手続を開始できる。

そしてミッチェル対ネフ判決において、ミッチェルは欠席判決による強制競売によって不動産の所有権を取得しているが、ネフの不動産に対しては、正規の差し押え手続をおこなっていない。またネフに対する送達はたんなる公示送達のみでは不十分であり、なんらかの方法により州外にいるネフ個人に対して送達をおこなわなければネフに対して人に対する裁判管轄権は行使できない。」

以上を理由に、同判決を無効とし、上告を棄却したうえ、ネフの所有権を確認したオレゴン州連邦地裁判決を

あらためて確認した。

同時にフィールド判事は、修正第十四条一節のデュープロセス条項を裁判管轄権を行使するための手続上の要件としたものの、次に述べる理由において判決の傍論において述べざるを得なかった。

「修正第十四条一節については、両当事者ともこの事件における争点として主張しなかったこと、ミッチェル対ネフ事件の判決等、重要な事実関係が生じた時点において修正第十四条一節は制定されていなかったこと、また同条項を適用しなくてもコモン・ロー上において裁判管轄権が存在しない判決は効力を持たないということが一般的に認められていた」

(三) 評価

實際上、コモン・ローにおける裁判管轄権に関しての認定は、各州法において異なっており、また、修正第十四条制定以前においては連邦憲法上において条文上の根拠もなかったことから、デュープロセス条項に基づく解釈をこの判決において示したことは、後の裁判管轄権訴訟において傍論でありながら先例拘束性を持つ判例となった。

しかしながら、同判事の根本的法理念は自然法に基づき、私有財産権の保護を不可侵の権利とする考え方である。この解釈はスローター判決以来一貫している。

この解釈に基づき、他州へのこのような権限の行使は、州権の機能として人への裁判管轄権行使において、その州内におけるフィジカル・プレゼンス（物理的存在）と訴状の直接送達というフィジカル・パワー（物理的行使）が必要であるとしたうえで、各州が独立した主権を持つ国際公法上の国家に準じる形態であることから、

デュープロセス条項の下において慎重な手続きを要するとした。この解釈は、後にペノイールールとして確立した。

ここでいう手続きとは、いわゆる訴えられる側の個人に対しては、确实な訴状の送達が求められることである。また、この場合における送達とは、たんなる公示送達および郵便による送達では十分でなく、本人への訴状の直接送達であるとしている。このような方法に従えば、相手方当事者への訴状の送達が明確に確認され、訴訟についての告知も十分である。

それまでの事例では、訴状の送達について厳格な手続きがなされなくても、欠席判決がなされれば執行されてしまう可能性があった。このため、かなりの州において直接送達による訴状の送達が制定法化されてはいたが、送達手続に関する連邦最高裁判例は一貫性を欠いていた。⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾

2 おわりに

アメリカ合衆国において、裁判管轄権（実質的には対人管轄権）の問題が争点となってくるのは、州際間の取引が盛んになった十九世紀の初頭からであった。

本来、裁判管轄権の行使は、コモン・ロー上、本人への訴状の直接送達が大前提であったことは、十五世紀からの基本原則であった。この原則よりも連邦憲法上の十分な信頼と信用条項優先するような事例は、前述のダシー事件におけるレイジアナ州連邦地裁判決のように南北戦争以前の合衆国に存在した。さらに、ミッチェル対ネフ事件におけるオレゴン州判決のように、私人間の州際取引において裁判管轄権に関する合意条項をあえて明示せず、なんらかの取引上のトラブルに乗じて、先に訴えを起こし、相手方欠席のまま判決を得、十分な信頼と信用条項に基づき他州において判決を執行させてしまったことである。

このような実情は、あきらかにコモン・ローの理念に反するものである。しかし、いったん確定した判決の無効を求める事後的攻撃が、事実上困難であることを利用した、いわば法の盲点をついたものであった。

南北戦争以前および直後の合衆国は、連邦憲法下の法治国家とはいえないある種の無法国家の側面がかなりみられたのである。ミッチェル対ネフ事件におけるミッチェルは、純朴な農民の無知に乗じて詐欺的手法で広大な土地をある種の合法的手段によって取得したわけである。前述のように「裁判管轄権なき判決は無効である」という原則は当時においても確立されたものであったが、直接送達が裁判管轄権取得の要件であった連邦最高裁判例が明確に示されなかったことから生じた事例であった。

南北戦争後、連邦憲法の修正そして連邦政府の権限強化また合衆国としての国民の一体感の高揚、交通通信手段の飛躍的發展等によって無法、無秩序状態が改善されていった。そのため州際間取引も増大していった。

そして修正第十四条一節の下に、相手方に対して訴状の直接送達を連邦最高裁判例としたことは、不適切な裁判管轄権の拡大を減少させる効果があったと思われる。

フィールド判事は、ペノイヤール判決において私的財産権保護の観点から、傍論部分にもかかわらず、あえて修正第十四条一節の理論を取り入れた。すなわち、同判事がこの事件を担当しなければ、このような法廷意見はおそらく出てこなかったであろう。

裁判管轄権を取得するためのペノイヤールルールは、その後六八年間、裁判管轄権の基本原則となったが、二十世紀初頭から、裁判管轄権訴訟は、より一層複雑化し、従来からのルールでは、妥当な解決が困難になってきた。

一九四五年のインターナショナル・シユール判決以降は、ミニマムコンタクトにその主たる原則としての地位を譲った。しかしその後、バーナム対カリフォルニア州上級裁判所判決に際して、再びペノイヤールルールは適用され、これによって人に対する裁判管轄権が認定されるなど、このルールの意義は生き続けている。

- (28) Borchers, Patrick J. *The Death of the Constitutional Law of Jurisdiction: From Penney to Burnham and Back Again* 24U. C. Davis L. Rev. 19 (1990)
- (29) Perdue, Wendy Collins Sin. Scandal, and Substantive Due Process. *Personal Jurisdiction and Penney Reconsidered*. 62 Wash. Law Rev. 479 (1987)
- (30) Tocklin, Adrian *Penney v. Neff: The Hidden Agenda of Stephen J. Field* 28 Seton Hall Law Rev. 75 (1997)
- (31) Marcus Neff (1826 ~ 1896)。オレゴンからカリフォルニアに移住し、農園主となり成功を収めた。それによって弁護士費用を負担できることから、ポートランドの広大な土地の取り戻しを考えたものと思われる。
- (32) John. H. Mitchell (1835 ~ 1905)。正式な法学教育を受けていなかったが弁護士となり、オレゴン州で開業。一八六二年、州上院議員となり、一八六六年州上院議長、一八七三年に連邦上院議員となり二二年間務める。当時の連邦上院議員の選出方法は、連邦憲法第一条三節一項において直接選挙でなく州の上下両院議員による投票によって選出されることから、ミッチェルのような州の有力議員が選出されやすく、また議員の買収も容易であったと思われる。在任中にオレゴン州の連邦所有地の売却に関する汚職事件において同州事実審裁判所は懲役六カ月の実刑判決を下した。連邦上院において議員除名の決議がなされる直前に急死した。彼には連邦公有地の売却に関して多くの疑惑があり、これは立件された事件のひとつ。ネフの土地に関しても連邦公有地の民間人への払い下げであり、この辺について当初から詐取を計画していたのではないか。一度、判決が確定してしまえば再度、訴訟を起こす費用をネフは所持していないと推測したものと考えられる。
- (33) OREGON. CODECIV. P. 55 (1863)
- (34) Silvester Penney (1831 ~ 1902)。ハーバード出身のエリート弁護士。州の主要産業である材木業を営む財界人でもあった。その後、政界に転じ、オレゴン州知事、ポートランド市長を務めた。オレゴン政界においてミッチェルと並ぶ大立者であった。
- (35) *Diversity of Citizenship* 異なる州の原告と被告との間における訴訟。連邦憲法第三条二節一項で規定している。両者とも完全に州籍が異なり、双方に同一籍の者がいる場合は成立しない。
- (36) 副次的攻撃。確定判決を覆すためのコモン・ロー上において認められた手段。とくに欠席判決において明らかに不当な手

段に基づいて訴状の送達がなされなかった事例等、もしくは修正第十四条の下、対人管轄権を取得していないことが再審裁判において認められる場合のみ極めて厳しい制限の下に適用される。

(37) 各州の裁判管轄権を取得するための手続法は、異なっており、直接送達が基本であったが、公示送達、郵便送達も一定の要件の下に認められていた。とくに法人に対しては、直接送達なくしても一定の事業を行っていることにより、その州において推定的存在を認めることで、裁判管轄権を認定し、判決の執行を認めていた。

(38) LAFAYETTE INS. CO. V. FRENCH, 59 U. S. 404 (1855)

(39) 法廷地と被告との間で裁判管轄権が成立するためには、最低限度の関連性が存在していることが必要とされる理論（インターナショナル・シユール事件、一九四五）。

(40) 495 U. S. 604 (1990) この事件で、スカイラ判事は、被告人への訴状の直接送達に基づく対人管轄権の取得を、ベノイヤールールの下に認定した。彼の意見は、多数意見とはならず、判事四名が同意した。一方、ブレナン判事ら四名は、ミニマムコネクタクトに基づき対人管轄権を認定した。